

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：令和元年8月2日（令和元年（行情）諮問第203号）

答申日：令和元年10月28日（令和元年度（行情）答申第275号）

事件名：文部科学省において特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求  
に対する不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月15日付け30受文科総第2703号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

平成31年3月11日の確認事項の内容

ヒト細胞（健康人）樹立細胞ES i p s

たんぱく質（A I P）主E1 E2 E3

胎盤 臍帯血 骨盤 番号から基礎から臨床

試験 実験 基板 応用 領域 可視化から

DMA塩基配列（ヒト全塩基配列）資料希望

レントゲン画像 父親特定個人A 特定個人B

基礎から臨床にいます。医学専門家希望です。

（略）

審査請求趣旨理由について

刑事告訴するため書類が必要である

請求内容が審査請求にあたっての医学の専門家希望と全塩基配列から樹立細胞（株）照合

基礎から臨床文章をもとめる

文書とくいていできるはず

## (2) 意見書

省略する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、平成31年1月23日付けで請求のあった別紙に掲げる文書（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法4条2項に基づき補正を求めたものの、補正がされなかったことから不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、「基礎から臨床文章（原文ママ）をもとめる」、「文書とくいてい（原文ママ）できるはず」として審査請求がなされたところである。

#### 2 不開示決定の理由について

審査請求人は審査請求書において、行政文書開示請求書（平成31年1月23日受付）において請求する文書は特定できるため、文書を特定した上で開示決定等を行う旨主張しているものと解される。

しかしながら、行政文書開示請求書における記載では何を請求しているか判別できなかつたため、平成31年2月13日付け（同月20日回答）及び同月27日付け（同年3月11日回答）で開示を希望する行政文書について確認を行ったが、請求する文書の特定に至らなかつたため、2度目の補正において示したとおり、原処分を行ったところである。

#### 3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、請求する文書が特定できず、不開示決定を行ったところであり、原処分は妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| ① 令和元年8月2日 | 諮問の受理             |
| ② 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年9月2日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年10月7日  | 審議                |
| ⑤ 同月24日    | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求書に行政文書を特定するに足りる事項が記載されておらず、行政文書が特定されないため不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、文書を特定することができる等として、原処分の取消しを求めていると解されるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

#### 2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分を経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載では、具体的にどのような文書を請求しているのか全く不明であり、請求に係る行政文書が特定できなかった。

イ そのため、処分庁として、本件対象文書につき、審査請求人が、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう、2回にわたり、相当の期間（各15日間）を定めて補正を求めたところ、審査請求人からの回答書は期限内に提出されたものの、その内容はいずれも、開示請求書と同様に判読不能であり、結果として文書の特定ができなかった。

ウ 上記のように、開示請求書に請求する行政文書を特定するに足りる事項が記載されておらず、また、適正な補正もなされなかったため、本件開示請求に対して、形式上の不備による不開示決定（原処分）を行ったものである。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

ア 本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、別紙に掲げたとおりの記載がされており、当該記載内容では、審査請求人の求める文書の内容を確認できないとして、処分庁が2回にわたり求補正を行ったことは首肯できる。

イ また、諮問書に添付された2回分の求補正書及び回答書によると、処分庁が審査請求人に対し、開示を希望する文書を具体的に記載するよう、相当な期間を定めて補正を求めたのに、審査請求人からの回答には、開示請求の対象となる文書を特定するに足りる事項が記載されていなかったことが認められる。

ウ そうすると、処分庁が、当該求補正に対する審査請求人からの回答によっても行政文書の特定ができないとして、形式上の不備を理由に不開示としたことは、是認できる。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

行政文書開示決定通知書が届きました。（データが足りません）不開示内容  
①別紙1 SEES3（加工細胞株）629株→210株②別紙2 SEES  
3加工細胞株 1486株=502株 胎盤，臍帯血，骨盤， ES iPS  
細胞株  
ISO 9001=2000 JISQ 9001-2000 アカデミ  
ノーベル賞 基礎データ 求めます  
再び行政文書開示請求書 提出します